

## 名取市市民活動支援センター

情報交流室の展示スペース・短期ショップ使用団体募集要項

令和6年度

## 名取市市民活動支援センター情報交流室の展示スペース・短期ショップ使用団体募集要項

名取市市民活動支援センター（以下センターという。）では事業資金が必要なNPOや活動の成果を発表するなど比較的短期的な利用を希望するNPOのために、センターの情報交流室の一部にNPO活動を支援するスペースとして「展示スペース・短期ショップ」を設置し、展示や物販を行うスペースとしてNPOに活用して頂くこととしました。ついては、この「展示スペース・短期ショップ」で展示や物販を行うNPOを下記により募集致します。

### 1 施設の所在地

宮城県名取市大手町5丁目6-1 名取市市民活動支援センター内（情報交流室）

### 2 施設の概要

- (1) 場 所 センター内 情報交流室の一部
- (2) 設備等 陳列テーブル、イス、パネル（900 mm×1800 mm）、  
掲示板（1050 mm×2500 mm）、電源コンセント
- (3) その他

- ・展示スペース・短期ショップは、情報交流室の一部のスペースです。
- ・看板などは、当施設との事前協議の上、使用団体側でご準備ください。
- ・備え付け以外の備品・什器類は、使用団体でご準備ください。

### 3 使用料 無料

### 4 使用期間 令和6年4月1日（金）～令和7年3月31日（金）

ただし、1日～連続する3ヶ月までの期間とし、この期間を本使用期間と称します。  
本使用期間終了時に、展示スペース・短期ショップの使用を希望する団体がない場合に限り、使用期間の延長申込を受付けます。延長による使用は本使用期間を含めて通算6ヶ月を限度とします。

※延長使用は1ヵ月毎の更新とし、希望期間の前月末日までに所定の申込用紙をご提出いただきます。

### 5 募集期間

募集は随時行います。ただし、使用開始希望日の3ヶ月前から使用申込の受付をします。

※申込希望期間が他団体の使用期間（延長使用期間を含む）と重複する場合がありますので、使用を希望される場合は事前にセンターまでご相談ください。

※使用を終了した団体は使用期間終了後、その通算使用期間と同期間、再応募ができません場合があります。

### 6 申込団体の資格要件

- (1) 名取市内で活動し又はしようとしている、自発的に行う社会的・公益的な活動を行っているNPOであること（法人格の有無は問いません）。
- (2) 団体の規約等が定められており、規約等に基づいて、総会の開催、事業報告、収支決

算等が行われている団体であること。

- (3) 営業の中において、公益性・社会貢献性を発揮できる団体であること。

## 7 使用条件など

- (1) 使用可能な曜日・時間帯は下記の通りです。

・月曜～土曜 9：30～21：30（火曜日を除く）

・日曜・祝日 9：30～17：30

※毎週火曜、及び、年末年始（12/29～1/3）は、休館日のため使用できません。

※営業時間・定休日については、指定管理者と協議の上、決定するものとします。

- (2) 活動資金の捻出等、収益目的の出店であっても、団体の活動と全く関連性のないものの販売はできません。
- (3) 物販としての不在時の連絡先を明確にし、連絡がとれるようにしてください。
- (4) センターの共用備品以外に必要な備品は、使用団体でご準備ください。
- (5) 全館、火気類の使用禁止・禁煙です。
- (6) 使用期間終了後に所定の書式で報告書をご提出いただきます。延長使用時には、本使用期間終了時と、通算使用期間終了時の2度、ご報告いただきます。なお、報告書は館内のファイルで公開いたします。
- (7) ショップの運営は各団体の責任とし、センタースタッフによる代理販売や商品および代金の預かり、釣銭用の両替等はいたしません。
- (8) センターから改善要求を受けても改善がなされない場合、使用許可の取り消しを行うことがあります。

## 8 使用申込の方法

所定の使用申込書に必要事項を記入の上、団体資料を添付し、センターまで提出してください（郵送可）。

※申込書は、センター窓口を用意しているほか、センターHPからダウンロードもできます。 <https://www.natori-npocenter.or.jp/>

## 9 決定方法

日単位による先着順とします。同一日に使用期間が重複する申込があった場合には、協議による日程調整、または、抽選により決定します。

## 10 その他

事前に現地を確認したい場合は、事前にセンターに連絡のうえご来館願います。